

学校いじめ対策組織の構成員，活動

（校内の組織的対応と関係機関との連携で早期解決に導いたケース）

<当該児童・関係児童>

【当該児童】小学校3年女子A（1名）

【関係児童】小学校4年女子B，C，D，E，F，G，H，I（8名）

<概要>

- 小学校3年生Aの保護者から担任に「上級生に集団でいじめられている」と相談があった。
- 担任と、学年主任がAに話を聞いたところ、昨年度から放課後、1学年上の8人の児童から悪口を言われたり、物を隠されたりしているということだった。
- Aは、そのことが原因で春休みから放課後児童クラブへの参加を嫌がっており、学校で縦割り活動がある日は登校を渋っていた。
- Aが放課後児童クラブを親に無断で欠席したことから、本件が発覚した。
- Aはこれまでの悩みを保護者に初めて話すことができた。

<対応>

- 担任がAの困り感に寄り添いながら、学年主任とともに丁寧に話を聴き取り、家庭訪問して保護者に対応を連絡。また、スクールカウンセラーを紹介し、Aと母親とで相談できるよう連携。
- 担任が、児童支援専任に報告。学校いじめ防止対策委員会を実施し、対応方針を協議。
- A及び周囲の児童からの聞き取り、関係児童8名からの聞き取り、放課後児童クラブへの連絡と見守り体制を担当、専任を中心として確立することを確認。
- 保護者の了解を得て、放課後児童クラブの主任に情報を伝えAの見守り体制を依頼。
- 学校は学年、縦割活動の担当者、養護教諭を中心にAの不安がなくなるように支援体制を構築。
- 関係児童に対しては、一人ずつ保護者を交えての面談を実施。事実を伝えるとともに家庭と連携して「よくなかったこと」を内省させ、繰り返さない指導をしていくことを確認し実施。
- 関係児童Bの状況について、保護者も困り感を持っていることがわかり、スクールカウンセラーと面談を実施。
- 全教職員で情報を共有し、A及び関係児童の見守りを続けるとともに保護者との連携を継続。
- 朝会で校長が悪口や仲間外れなども「いじめ」であり、絶対にしてはいけないことだと話し、もしつらい思いをしている人がいたら、すぐに大人に相談してほしいことを伝えた。
- Aと保護者が納得のできる心情になった時、「謝罪の場を設ける」ことを確認した。
- 学校全体の実態把握と再発防止を目的に全学級を対象に「学校生活アンケート」を実施。

<効果>

- Aが、安心して学校生活を送れるようになったとともに、関係児童たちも自分のやった事を振り返ることができ、再発防止につながった。
- いじめ行為に対する指導に並行して、Aの困り感に寄り添った支援が実現できた。
- 学校内での支援体制に加え、地域（放課後児童クラブ）による見守り体制を構築できた。
- 学校いじめ防止対策委員会をすぐに開催したことで、組織的で迅速な対応ができた。

本事案の対応に対するコメント**【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- 加害児童に対して、保護者を交えて面談を実施し、内省を促すことを通じて、いじめが繰り返されないよう指導した。

【児童生徒への支援（サポート）の視点から】

- 学年担当，縦割活動担当，養護教諭の複数をAの支援担当に充て，Aの学校生活における不安な場面を最大限見守れるように体制を整備した。
- 加害児童Bについては，本件がきっかけとなり保護者の理解も得た上でスクールカウンセラーとの面談を実施し，今後の学校生活についての困り感を相談することができた。
- 全校集会の場面で，校長がいじめについての講話を通じて，いじめをしてはいけないことや，いじめを受けた人の思いに触れ，つらい思いをしている場合には大人へ相談してほしいことを告げた。そのことによって，いじめ問題に関して重みを持たせる効果と緊急時の相談の大切さを伝えることができた。

【保護者への説明の視点から】

- 全教職員での情報共有と関係児童の見守りを保護者に約束し，Aの様子に関する情報提供の依頼を含めた連携の確認を行っている。
- 放課後児童クラブの見守りを強化するために，保護者の了解を得た上でクラブ主任に情報を伝えている。
- 謝罪の場の設定については，早期の解決を目指したものではなく，心情に寄り添い，Aの状況を捉えた上で行うこととしている。そのことによって，学校は単に問題の解決を図ることだけではなく，いじめによってつらい思いをする人の心情にも触れさせ，被害児童の気持ちに最大限寄り添った対応をとったと言える。

学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組

（その２）

<概要>

- 学校通信で「学校いじめ防止基本方針」の概要について、生徒や保護者に伝える。詳細については、学校のWebサイトに載せることで周知を図っている。
- 「学校いじめ対策組織」の活動については、「学校いじめ防止基本方針」の中に、組織の構成員や役割を載せたり、いじめ防止に関する年間計画の中に、具体的な取組内容を載せたりすることで、活動や取組についての周知を図っている。

<学校いじめ対策組織>

構成員	役 割
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成 ・学校通信や学校のWebページ等で、学校がいじめ防止等に取組について情報発信
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関との連携・調整 ・生徒指導部会の実施
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施状況報告 ・気になる生徒への対応の提案 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室における相談状況等報告 ・保健室の活用についての提案
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント

<主な活動や取組>

- いじめ相談・通報の窓口になる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

概要について

- 本事案は、校内のいじめ対策組織の活動内容や役割分担を明確に位置づけ、文書として示すことによって、構成員を生徒や保護者に伝わりやすくし、「誰にどんな相談をすることが可能か」を分かりやすくした事例である。

本取組に対するコメント

- ア：学校通信を用いて「学校いじめ防止基本方針」の概要を生徒や保護者に伝えるとともに、詳細については学校 Web サイトに情報を掲載している。このような取組は、学校いじめ対策組織の存在・活動を周知する上で効果的であると考えられる。
- イ：学校いじめ対策組織の構成員及び役割を明確にしている点については、いじめ事案に組織的に対応する上で重要である。また、このような取組は、被害生徒や保護者がいじめの相談・通報を行う際にも参考になると考えられる

いじめの校内研修の実践例

<研修の対象> 校内全職員

<年間の実施回数> 5回（他に学校評価アンケートによる点検1回）

<内 容>

【4月】いじめ防止基本方針に係る研修

- ねらい 新年度を迎え、「いじめ防止基本方針」の内容と具体的な方策についての理解を深め、全職員で共通理解を図る。
- 内 容
 - ・ 校長から「いじめ防止基本方針」の説明と質疑応答
 - ・ 学年、分掌等でグループになり、方針に沿った具体的な取り組みを協議
 - ・ 全体で、学校としての取組を確認し、共有する。

【6月】効果測定を活用した、共感的理解についての研修

- ねらい 効果測定の結果の考察とその生かし方についての理解を深め、共感的理解に基づいた児童・生徒指導について考える。
- 内 容
 - ・ 教育委員会指導主事による、効果測定の意義と生かし方、共感的理解についての講義
 - ・ 実際の結果をもとにした考察と今後の対応についての協議
 - ・ 全体で協議内容の報告と学校全体での取組の共通理解

【8月】いじめ防止対策推進法の理解及びガイドラインについての研修

- ねらい いじめ防止対策推進法についての理解を深めるとともに、文部科学省によるガイドラインにそった具体的な対応について考える。
- 内 容
 - ・ 外部講師による、いじめ防止対策推進法とガイドラインについての講義
 - ・ 講義を受けて、夏休み明けから実際に取り組む具体的な対応についての協議

【10月】いじめに関するアンケートを生かした児童・生徒指導についての研修

- ねらい いじめに関するアンケートの活用方法について考え、校内におけるいじめ防止対策の取組に生かす
- 内 容
 - ・ アンケートの内容とその意図についての確認と共通理解
 - ・ アンケート結果の考察と課題の明確化
 - ・ 学校全体での情報共有と具体的な取組についての共通理解

※【12月】学校評価アンケート（児童・保護者・地域）結果についての考察

【2月】学校評価に基づく振り返りと、新年度に向けた「いじめ防止対策」についての研修

- ねらい 学校評価をもとにしながら「いじめ防止基本方針」にそった防止対策が適切に行えたかを振り返り、次年度の基本方針に生かす
- 内 容
 - ・ 教頭より、学校評価の報告と質疑応答
 - ・ 学年等の縦割りグループで、いじめ防止基本方針に沿った対応ができていたかを協議
 - ・ 全体で報告と情報の共有。次年度に向けた具体的な方策を協議

概要について

- 本取組は、年間５回の校内研修を通じて、いじめ防止に関わる教職員の共通理解を深めている事例である。
- 研修では、いじめ防止対策推進法やガイドライン、いじめ防止基本方針などに対する理解を深めるとともに、いじめアンケートに対する考察を通して、いじめ防止のための具体的な取組方針の検討と共通理解を図っている。

本取組に対するコメント

- 年間を通して、段階的・計画的に研修が位置付けられており、いじめ防止対策に必要な内容を押さえた研修計画となっている。また、校内全職員を対象とした研修となっていることについても望ましい取組と言える。
- ４月の研修では、校長自ら「いじめ防止基本方針」を説明し、職員からの質疑応答を受けている。学校の責任者として、真摯にいじめ防止対策に取り組んでいる姿を見せることは重要な視点であると考えられる。
- ６月の研修では、教育委員会指導主事を講師として、「効果測定」についての研修を行っている。測定結果をもとに、考察したり今後の対応を協議したりすることを通して、共感的理解に基づいた生徒指導についての学びを深めている。
- ８月の研修では、いじめ防止対策推進法及びガイドラインの理解を深めることを目的として外部講師から講義を受け、夏休みまでの事案を踏まえて実際に対応する内容について協議している。
- １０月の研修では、いじめアンケートの内容及び結果の考察方法、情報共有と具体的な取組について、共通理解を図ることが目指されている。
- ２月の研修では、１２月の学校評価アンケートの結果を踏まえ、学校いじめ防止基本方針に沿った対応の振り返りと次年度に向けた課題の洗い出しを行っている。その際には、管理職から評価結果の報告がなされ、その結果を職員集団が様々な立場から相互に評価し合えるようにグループを編成し、次年度の具体策を協議している。

いじめの情報共有

～効率的かつ的確な情報共有の仕組み～

<当校のシステム>

月に1回

- 「心の健康チェック」(ストレスアンケート)を実施し、心配な生徒にはチャンス相談を行い、結果を共有する。

問題行動・事故等が発生した場合

- 下記の流れで情報を共有して迅速に対応する。(時間が命である)

問題行動・事故等の発生 **即時**に対応(第一対応)

└─▶ 第一対応者から、該当学年主任と生徒指導部へ報告

└─▶ 第一対応者と学年主任(もしくは生徒指導主事)から管理職へ報告。

└─▶ 生徒指導部は連携して情報を即時共有する。必要に応じ他学年部へも周知。

- 情報共有後、**すぐに対策ミーティング(副校長主宰)を開き**、指導方針を決め、着実に実行する。

問題行動・事故等への対応後

- 指導に当たった職員が事案について、「誰が→いつ→問題行動、事故の具体→事実の聞き取り→指導内容→家庭への連絡の有無」等の記録を残し、管理職、各主任のチェックを受けた後、学年ごとに『生徒指導ファイル』を用意し金庫に保管している。全職員がいつでも確認できるようになっており、生徒理解、そして適切な生徒指導につなげている。

<具体的な事案>

- 年度初め10分休憩の時に、廊下で中2男子生徒Aが男子生徒Bのズボン下ろしをした場面を、たまたま廊下を通りがかった教師が見つかる。教師はその場ですぐズボン下ろしを止めさせ、生徒指導主事に連絡。
- 生徒指導主事と当該学年主任は管理職に報告し、生徒A、Bから放課後事実確認をするように指示を受ける。
- 生徒指導主事と学年主任は事実を確認し、管理職に再度報告。生徒Aが加害者であり、生徒Bはじゃれあい中でズボンを下ろされた。
- 管理職からの指示のもと、生徒Aにはズボン下ろしが人権に関わる重大事案であることを生徒指導主事、学年主任2人で厳しく指導。
- 生徒Bの家庭には、担任から家庭連絡を入れてもらった。
- 生徒Aは、1年時の『生徒指導ファイル』から、問題行動を頻繁に起こしている生徒であることを確認。ズボン下ろしがいじめに関わる重大事案であることと、これまでの生徒Aの行動を勘案して、保護者に来校してもらい直接話をする必要があると判断し、来校してもらい事実と指導内容を伝える。

来校してもらうことで直接会って話ができ、生徒Aの保護者の子育てに対する困り感や家で様子も聞き取ることができ、年度初めに保護者と学校との連携を図ることができた。

概要について

- 本件は、いじめが発覚した際の職員の対応について、役割に即して具体的に動き方を示したマニュアルの一部である。
- 特に、問題行動、事故の対応の際に作成される「生徒指導マニュアル」は、全職員の情報共有のツールとして、適切な生徒指導に役立っている。

本取組に対するコメント**【情報共有の仕組みとして優れている点】**

- 月1回の「心の健康チェック（ストレスアンケート）」を実施し、心配のある反応を示した生徒にチャンス相談を行っている。
- 問題行動・事故等が発生した場合は、迅速な対応を心掛け、事案の発生時には第一対応を大切にしている。
- 事案の報告を速やかに行い、いじめ対策組織への報告及び他学年生徒指導担当にも即時情報を共有している。
- 対策ミーティングの開催を受け、指導方針を定め、着実に実行している。
- 対応後には、指導に当たった教師が「誰が→いつ→問題行動、事故の具体→事実の聞き取り→指導内容→家庭への連絡の有無」等の記録を残し、「生徒指導ファイル」に蓄積していくことで、事後においても情報共有が確実にできる工夫を行っている（具体的な事案を参照）。

いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例

<概要>

- 中学２年男子生徒Ａは、１年次のバスケットボール部の活動において、体力及び技術面から他の部員と同等の練習をこなすことが難しかったにもかかわらず、同学年の部員らから練習中に強い言葉をかけられ、失敗を責められるかのような言動を受けていた。また、２年次のクラス内において、同級生から、顔を殴られ、頭を机に押しつけられ、わき腹を突かれるなどの暴力、ちょっかい、からかいの対象とされ、心理的・物理的な暴力を受けていた。
- こうした行為に対し、Ａは精神的な苦痛を感じ、生活記録ノートに記載をするなどして担任に訴えたり、家族に相談したりしたこともあった。
- 生活記録ノート等の記載、周囲の関係者からの聴取結果等から判断すると、いじめが継続していく中で、希死念慮が出現し、２年次の６月頃にはいじめとの関係で希死念慮を表明するほどになっていた。いじめ防止対策推進法第２８条第１項に基づき学校の設置者に設けられた重大事態の調査組織によると、Ａが受けていたいじめが希死念慮をもたらした少なくとも一つの原因になっていたと認定されている。Ａは、２年次の７月に自ら命を絶った。

<学校の対応>

- 当該中学校においてＡに関わる教員は、クラス及び部活動でのＡの周囲で発生したもめ事やトラブルに関して、全く対応していなかったというわけではなく、その都度個別的には対応してきた。しかし、Ａと担当教員との１対１の関係における対応に留まり、教員集団全体での情報共有は十分とは言えず、当該中学校全体あるいは学年全体としてＡに関わり、対策を講じることについては極めて不十分であった。
- また、Ａは、１年次から生活記録ノートに「死」という言葉を記載していたにもかかわらず、関わる教員の多くは、それを「気を引こうとする」ための記載であるという理解に留めてしまい、Ａの心理状態の深刻さについて思いを馳せ、より踏み込んだ介入をしていなかった。このことは、調査組織において、当該中学校の不適切な対応であったと認定されている。
- さらに、Ａ自身が家族への報告を望まなかったことなど様々な理由があったとしても、Ａが「死」という言葉を記載したという事実について、一度もＡの保護者に情報提供をしなかったことも、調査組織において、当該中学校の不適切な対応と認定されている。

<関係教員の処分>

- 本事案を受けて、県教育委員会は、校長を減給１０分の１（１月）、前校長、副校長、当時の担任教員の３名を戒告の懲戒処分にした。

- 校長、前校長及び副校長の処分理由については、「いじめ防止基本方針の職員への周知及びいじめ防止対策委員会の、法の趣旨を踏まえた適切な運営等、いじめ防止に向けた組織としての対応の整備に十分さを欠き、そのことが結果として、当該いじめ事案に同校が学校全体として適切に対応することができなかつた事態を招いた」とされている。
- 当時の担任教員の処分理由については、以下の点に適切さを欠いていたとされた。
 - （１）いじめ対応にかかる生徒への指導に関し、その指導対象がいじめの加害生徒及び被害生徒等のみに止まり、学級全体に対する十分な指導を欠いていたこと。
 - （２）生活記録ノートの「死」の記述について、自らの関心を引くためのものと捉えたことにより、当該生徒の自殺のサインを認識できず、それに即した対応を行うことができなかったこと。
 - （３）生活記録ノートに「死」をほのめかすような記述があったにもかかわらず、そのことについての保護者等への適切な連絡を怠っていたこと。

概要について

- 本事案は、部活動の部員やクラスの同級生からいじめを受けていた中学２年男子生徒Ａが精神的な苦痛を感じ、自ら命を絶つた事案である。
- Ａは、生活記録ノートに記載をするなどして担任に訴えたり、家族に相談したりしたこともあったが、Ａと担当教員の間みでの対応に留まり、学校全体での情報共有が十分になされず、学校全体としての対策が極めて不十分であった。
- 本事案を受けて、県教育委員会は、校長を減給１０分の１（１月）、前校長、副校長、当時の担任教員の３名を戒告の懲戒処分にした。

本事案の対応に対するコメント

- ア：いじめ防止対策推進法第２３条第１項に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。本事案は、担任教員がいじめに係る情報を学校いじめ対策組織で共有しなかつたため、適切な対策が講じられなかつたケースである。
- イ：いじめの防止等に当たっては、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立することが必要である。本事案を教訓として、児童生徒に寄り添つた組織的対応の重要性を改めて銘記することが望まれる。

いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

<概要>

- 6月に、全保護者を対象にした「いじめアンケート」を実施し、管理職が確認したところ、小学校1年生保護者より「以前は受けていたが今はない」という回答があった。また、同アンケートの自由記述欄には「担任の迅速な対応でいじめがなくなり感謝している。」との記載もあった。
- 校長がこのことについて担任に確認したところ、「5月に当該保護者から『隣の児童から、何回かつねられたと子供が言っている。』と相談があったため、すぐに両者に聞き取りを行い、加害児童に指導するとともに、加害児童の保護者にも連絡した。その後、つねるという行為は全くなり、現在は仲良くなっている」と答えた。
- 担任が管理職へ報告をしなかったのは、「①いじめではなくいたずらという認識だったこと。②指導後、行為がなくなり仲良くなったこと。③被害児童の保護者から感謝の言葉をももらったことが理由である」と話した。

<対応>

- 既にいじめの行為はなくなっており、被害児童の保護者も大きな問題と捉えているわけではないが、「複数回つねられたという事実があり、被害児童が嫌な思いをしていたこと」から、校内いじめ対策委員会ではいじめと認知し、教育委員会に報告をした。
- 担任に対し、当該児童の状況を引き続き見守るように指示するとともに、加害児童の家庭の状況等にも目を配っておくように指導した。
- 担任を含め全職員に対し、いじめかどうかの判断は個人で行わず、いじめの疑いがあると察知した場合は、全て管理職に報告することを再度指導した。また、いじめ防止対策推進法による「いじめの定義」を改めて確認させた。

<原因>

- 事案の軽重に関わらず、いじめの疑いがあると察知した場合は、すぐに管理職へ報告するというルールが校内で徹底できていなかったことが原因である。

<課題>

- 幸いにも、本事案では、担任の迅速な対応によりいじめはおさまったが、もしも継続したり、重大化したりしていれば、学校の対応の瑕疵を問われることになる。担任の力量に左右されるのではなく、組織としていじめへの適切な対応を行っていくためにも、対応マニュアルを全職員でしっかりと認識し、確実に実施していくことが必要である。

本事案の対応に対するコメント

- ア：本事案は、担任がいじめの事案に迅速に対応したものの、そのことが組織的に共有されなかった事案である。担任は、管理職へ報告しなかった理由を３点挙げているが、①軽微ないたずらであっても、いじめになり得ることが認識されていない、②いじめについては、校内のいじめ防止対策組織（本事案では「校内いじめ対策委員会」）に報告を行う必要があることが認識されていない、といった問題点を指摘することができる。
- イ：校長が、事案を把握した後、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告を行ったことについては、担任による個人的対応を、学校全体による組織的対応に位置づけた点で適切な判断であったと考えられる。
- ウ：本事案の発生を契機に、対応マニュアルを全職員が確実に実施していくことの必要性が認識されているが、このような「ヒヤリ・ハット」事例から教訓を引き出し、普段のいじめ対応の在り方の改善を図ることは、重要な視点であると考えられる。

いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例

<概要>

- 市内でいじめが原因と思われる自死事案が発生し、市内の各校には大変な衝撃とともに、自校の指導体制の見直しを迫られることとなった。類似事案の発生は絶対に防がなければならないことが課題となった。事実を受け止め、いじめ・暴力防止に向けた職員研修等を実施した。研修を踏まえていく中、いじめや暴力を防止するための具体的なプログラムを作成し、これをどのように実行していくかが次の課題となった。
- 学校の生徒指導状況を省みて、いじめや暴力が存在しないと言える状況ではなく、日常的な観察やアンケート等からも、思わしくない実態が浮かび上がってきた。亡くなった生徒の冥福を祈る意味でも、かけ替えのない命を絶つと言う出来事を繰り返さないためにも、この問題への取り組みは絶対的な課題であった。二度と悲劇を繰り返さない、類似事案の発生を防ぐ決意のもと、いじめと自死の問題に取り組むことにした。
- さまざまな形で、一人一人の生徒が安心して生活できる環境と居場所づくりを心がけてきた。しかし、上記の状況のなか、一層意図的で効果的な「いじめ・暴力防止プログラム」の策定が急務となった。そこで、生徒指導部で「いじめ・暴力防止プログラム」を策定し、特活指導部と連携して、生徒会・学級会活動を中心とした「キャンペーン活動」を推進していくこととした。

<内容>

- ◎ 第1期・第2期を通して
 - ・ 学級会活動・生徒会活動を通じた「いじめ・暴力行為防止等スローガン」作成
… 各生徒、各学級、学校議会、生徒会本部（発表）
 - 第1期（2時間扱い＋朝学活・帰り学活1～2回）／5月
 - ・ 生徒へ：校長講話・協力機関担当者講話
 - ・ 学活 or 道徳の時間（担任講話：いじめ防止アクティビティ「スローガン作り」等）
 - ・ 生徒と家庭から：情報収集（アンケート・家庭訪問時の聞き取り・観察）
 - ・ 職員間で：情報交換・具体的対応策策定
 - ・ 生徒へ：具体的対応
 - 第2期（2時間扱い＋朝学活・帰り学活1～2回）／8月末～9月
 - ・ 生徒へ：校長講話・生徒指導担当講話・生徒会長より・学活学活 or 道徳の時間
（担任講話：オープンマインドミーティング「私のいじめ・暴力追放宣言（いじめ・暴力対策ビデオを視聴して）」）
 - ・ 生徒と家庭から：情報収集（アンケート・教育相談時の聞き取り・観察）
 - ・ 職員間で：情報交換・具体的対応策策定 生徒へ：具体的対応
 - 第3期「いじめ防止標語コンテスト」参加／冬休み中（家族の語らいのなかで）
 - ・ 生徒へ：冬休み前の校長講話・生徒指導担当講話・生徒会長より
 - ・ 生徒と家庭から：冬休み明けの「いじめ防止標語」提出
 - ◎ 年間を通して
 - ・ 日々の「あいさつ運動（生徒会主催）」と、月2回の「さわやか運動（PTA主催）」の充実を図る。具体例：ボランティア参加の充実や、校外でのあいさつ運動の展開。
- ※上記のプログラムの実施に当たっては、簡易指導案とワークシートを準備した。そうすることで各担任の個別の力量に頼るのではなく、学校全体での取り組みと全職員が認識し、取り組んだ。

<効果>

- ・ 各学級担任が、日頃の学級会の延長上にプログラムを据えて、個性あるキャンペーンの実施に取り組むことで生徒も主体的にいじめ問題に対することができた。
- ・ 生徒（生徒会本部役員）が大変前向きな活動を展開した。プログラム後半の学級会「私のいじめ・暴力追放宣言」では、各クラスで活発な話し合いや提案がなされることとなった。
- ・ 「いじめ・暴力防止スローガン」は、各クラスからの提案を踏まえて、生徒会本部が中心となって学校議会で採択し、「みんなでつくりよう 相談しやすい環境を 立とう！同じ立場に」と決まった。このように、「やらされている」のではなく、「自分たちの問題」として取り組む姿勢を持たせることができた。
- ・ 一人一人の生徒が、学級全体に向け、いじめや暴力に対する心情を語り合う機会を持つことで、ひとの痛み気づききっかけになったと考えられる。
- ・ 傷つけ、傷つく関係から、ともに協力し合ってより善い校風を作り上げる関係を、このキャンペーンを継続することで、発展させることが徐々にできてきていると考えられる。

本取組に対するコメント

- 「いじめ・暴力防止プログラム」の策定及び「キャンペーン活動」を柱に、取組が推進されている。また、学校と生徒が一体となっていじめ防止に向かう取組を進めており、生徒の主体的活動へ発展させている点は参考になると考えられる。
- 年間を通して活動を組織し、特に期分けをして取組を重点化している点に工夫が見られる。加えて、家庭との連携を図り、情報の共有を図っている。
- プログラムの実施に当たっては、学校全体としての取組となるよう共通の簡易指導案とワークシートを活用している。そのことによって、全職員が共通の視点を持って指導に当たることができている。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等、児童生徒の主体的な活動の推進が求められている。本取組については、日頃からの学級会にプログラムを据え、いじめ問題に係るキャンペーンを実施することによって生徒の主体的な活動を導き出している。また、生徒会本部役員を中心とした「私のいじめ・暴力追放宣言」の取組や「いじめ・暴力防止スローガン」の採択では、生徒が自分たちの問題としていじめ問題に向き合うことを方向付けている。

この結果、生徒一人一人がいじめや暴力に対する心情を語り合うことによって「人の心の痛みに気付く」ことや、「共に協力し合ってより善い校風をつくっていく」ことに向かっており、参考になる取組であると考えられる。

校長の判断により事案の結果が左右された事例（その１）

ーリーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたものー

<当該生徒>

【被害】小学校５年男子 １名 【加害】小学校５年男子 ２名

<概要>

- 小学５年生の男児の体育着袋に入っていたシャツとズボンの名前をマジックで塗り消されたり、シャツが隠されたりすることが数回続いた。
- そのいじめは、放課後の児童がいない教室や廊下で起こっているため、発見が難しくなっていた。
- 被害者の母親が犯人捜しを徹底して行うよう強く要求し、犯人が見つからなければ、警察に被害届を出すことを要望してきた。
- 被害児童は、母子家庭であり、家庭環境や経済的な面で困難な状況にあった。

<対応>

- ・ 学級担任は、被害児童からの訴えを聞き、学年主任、生活指導に相談するとともに、教頭、校長に報告した。校長は、校内いじめ対応ミーティングを速やかに行い、いじめ対策会議を招集し、教頭に情報の収集と被害児童への対応、役割分担を指示した。被害者の母親に対し、学級担任と共に校長自ら家庭訪問し、事件の経緯と学校の対応について随時説明した。
- ・ 校長の指示で、被害児童の心のケアを最優先し、養護教諭やスクールカウンセラーから心に寄り添い、不安感を取り除くケアを行わせた。
- ・ 母親の怒りに対し、校長自ら対応するとともに、関係機関に依頼し、第三者（スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー）が母親の怒りや不安、不満を取り除く対応を行った。
- ・ 学級便りや保護者会、児童へのアンケート調査を実施するとともに、加害者と疑われている生徒に対し、確実な情報をもとに、慎重に事情聴取することを指示した。
- ・ 全校生徒に対し、校長講話を行い、被害児童の心情に寄り添い、心の痛みを感じることを訴えた。校長の心に響く話、アンケート調査から、加害児童２名が分かった。保護者連絡を行い、事情を説明するとともに、児童が行為に至った理由や心情を丁寧に聞き、相手の気持ちを考えることの大切さを指導した。

<効果>

- ・ 母親は怒りが収まらず、被害児童の気持ちも考えず警察へ被害届を出すことを強く要望してきた。校長は逆に被害児童の不安やストレスが一層高まり、学校への登校ができなくなることが心配であることを訴えるとともに、母親の怒りが増幅しないうちにスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーとの相談の機会を迅速に行い、母親の怒りや不安、不満を取り除き、被害届を出すことを思いとどませた。
- ・ 全校生徒に対し、相手の憂いや悲しみ、不安を考えられる思いやりを持つことの大切さを訴えた。
- ・ 今後の児童のよりよい関係や、児童の心の成長を促す指導支援の大切さを一番に考えていくことを指導の方針に据え、複数の目で見守り、適切な役割分担を行い、迅速な対応を行った結果、被害者、加害者本人、保護者の理解を得た。

本事案の対応に対するコメント

【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】

- 被害児童からの訴えを踏まえ、速やかにいじめ対策組織へ事案の報告を行った。校内のいじめ対策組織において出された方針のもと、役割分担に応じた対応を進めることができた。

【児童生徒への支援（サポート）の視点から】

- 校長のリーダーシップのもと、被害児童の心のケアを最優先とするために養護教諭やスクールカウンセラーによる寄り添いを重視した対応を指示したことによって、不安感を緩和する対応となっていた。
- 事案について学級便りの配布や保護者会の開催、児童へのアンケートの実施を進めたことにより、学校全体で問題の解決に向かおうとする対策を講ずることができていた。
- 全校集会を開催し、校長講話の中で被害児童の心情を心配することを全校児童に伝えるとともに、心の痛みについても気付かせる内容としたことによって、全校児童が問題意識を持つことができていたと言える。
- 校長講話やアンケート調査によって、加害児童２名が明らかとなった。加害児童に対しては、行為に至った心情や理由の確認、相手の立場に立って言動することの大切さを指導している。

【保護者への説明の視点から】

- 被害児童の母親に対する事案の説明や学校の対応について、学級担任任せにせず、校長自ら家庭訪問に加わるなどした積極的な対応が、結果的に、被害児童の母親の不安・不安を取り除くことにつながったと考えられる
- 被害児童の母親の怒りが収まらないことに対して校長が対応を行うとともに、関係機関との連携のもと、スクールサポーターやスクールソーシャルワーカーの活用を主導して行ったことが、母親の不安な心情を緩和させることになったと考えられる。
- 加害児童に対しても、保護者の理解のもと、児童が行為に至った理由や心情を踏まえた上での指導がなされている。

校長の判断により事案の結果が左右された事例（その２）

—誤った判断により、事案が深刻化したもの—

<当該生徒>

【被害】中学校２年女子Ａ（１名） 【加害】中学校２年女Ｂ，Ｃ，Ｄ（計３名）

<概要>

- 中学校２年女子Ａは、腹痛により欠席した。担任は生徒を通じて連絡ノートを届けたが、電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため電話連絡をすると、「明日は行けそうです。」という生徒の言葉に担任は安心したが、翌日も欠席した。
- 担任は欠席３日目も電話連絡をしたが、欠席の理由は把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかったため、校内のいじめ対策組織に報告していなかった。
- 欠席４日目に、養護教諭から、「いじめの疑いはないか」という指摘を受け、担任が家庭訪問をしてＡに確認したところ、Ｂ，Ｃから数日間無視されていることが分かった。Ａの保護者からも、「娘はＢ，Ｃから無視されていると言っている。Ｂ，Ｃを指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり調べて対応してほしい。」と言われた。
- 担任はその日のうちにＢ，Ｃへの事実確認を行ったが、「そのようなことは無い。」と答えたので、再度Ａに「事実は分からないが、気にしすぎではないか。」と伝えて、明日は学校に来られるか尋ね、「学校に行く。」というＡの言葉を信じて連絡を終えた。
※この時点で担任は、トラブルは無かったと判断し、養護教諭には「いじめではなかった。」と伝え、組織への報告もしていなかった。
- Ａの欠席が一週間継続し、養護教諭はいじめ対策組織の情報を集約する担当（以下「集約担当」という。）に、「Ａの欠席はいじめが原因ではないか。」と進言した。集約担当が管理職に報告すると、「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう。」との判断で、いじめ対策委員会での協議はされなかった。
- その後、Ｃが体調不良を訴えて保健室に訪れた。「教室に居たくない。ＢとＤから無視されて辛い。Ａもいじめられて不登校になっている。」と話した。養護教諭は、集約担当に報告し、集約担当は管理職に報告して、いじめ対策委員会が招集された。

<対応>

- ・ いじめ対策委員会の協議を受けて、担任が家庭訪問を行うが、生徒は会いたくないと言って面会できない。保護者に説明をするが、「欠席してから一週間になるのに、なぜもっと早く気づいてもらえなかったのか。Ｃがいじめられていなかったら、うちの子はどうなっていたのか。」と対応の遅さを責められた。
- ・ Ａの欠席はそれから数日続いたが、Ａの自宅に担任と学年主任が家庭訪問し、対応が遅れたことを詫言るとともに、今後はＣが学校でＢ，Ｄからいじめられたことや、Ｂ，Ｄに対して指導したこと、二人も反省していることを伝えた。
- ・ Ａは保健室登校できるようになり、Ｂ，Ｃ，Ｄからの謝罪も受けたが、教室には入れない日々が続いている。
- ・ Ａの保護者からは、担任に対する不信感が募り、「娘が学校に行けなくなったのは担任がいじめを発見できなかったからだ。担任を変えてもらいたい。」と校長に依頼があった。
- ・ Ａの保護者とＢ，Ｄの保護者との関係は修復されたが、互いに担任を批判する側となり、担任は対応に苦慮している。
- ・ Ａの保護者対応は、学年主任と養護教諭が担当している。

本事案の対応に対するコメント

【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】

- 初期段階で積極的にいじめとして認知して対応しなかったため、初動が遅れただけでなく、被害生徒及び保護者からの信頼を失ってしまった。
- 担任は、加害が疑われる生徒への事実確認の結果、「そのようなことは無い」という回答を受けて、Aに対して「気にしすぎではないか」と伝えるなど、いじめの疑いがある事案として捉えなかった。
- 養護教諭が、いじめ対策組織の情報を集約する担当に「Aの欠席はいじめが原因ではないか。」と進言し、当該集約担当が管理職に報告したものの、管理職は対応を担任任せにしたために、いじめ対策組織で協議されることはなかった。

【児童生徒への支援（サポート）の視点から】

- 被害生徒Aは謝罪を受けたが教室への登校ができていないことから、学習面に関する支援計画を保護者に説明し、適切な補習を進める必要がある。

【保護者への説明の視点から】

- いじめの疑いを含め、欠席が続いた初期の段階からAの心情へ寄り添い、家庭での様子について情報提供を依頼するとともに、継続的な家庭への連絡や家庭訪問を通じて、Aが欠席をする理由や背景について探る必要があった。

学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組 (その1)

<概要>

学校の「いじめ対策委員会」の取組が、児童生徒の「自主的いじめ防止対策委員会」へと発展した小中一貫校の事例である。

学校には、いじめの防止等を実効的に行うための「いじめ・不登校対策委員会」が設置されている。月1回の定例会を行い、いじめ事案発生時やいじめ発生が疑われる時は緊急に開催する。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年部主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、関係学級担任である。

この委員会において年間指導計画を作成するが、いじめの防止に関する措置として「児童生徒が主体となった活動」と「教職員が主体となった活動」を位置付けている。児童生徒が主体となった活動は、望ましい人間関係づくりのために、学校生活の基盤となる望ましい学級づくりを目指して、児童生徒が進んで取り組んだり、主体となって活動したりする機会を設定している。その中の一つに「人権フォーラム」の開催がある。平成25年に、いじめを取り上げた人権フォーラムにてパネリストとして登壇した一人の生徒が、フォーラム開催後、「いじめは許されない」「いじめがあるのなら根絶したい」「いじめのない学校風土をつくりたい」という思いを発信し、それに共感した数人の生徒が「自主的に組織したいじめをなくす組織『風の会』」を立ち上げた。

立ち上げから4年（平成25年～28年）を経過し、小学部5年生から中学部3年生まで全ての学級から入会希望者が現れ、人権集会の開催や校内掲示、いじめ防止の標語募集・表彰など活動も充実して、意識の広がりが見られる。教職員で組織した「いじめ・不登校対策委員会」が、児童生徒の「自主的いじめ防止対策委員会（風の会）」へと発展した事例である。

<取組の実際と効果>

教職員の担当者の助言を仰ぎながらではあるが、児童生徒が「〇〇学園からいじめをなくし、すべての児童生徒が安心して学校生活をおくることができるようにする」という目的を明確にして、毎年「児童生徒によるいじめ防止対策委員会『風の会』」が募集・再編され、活動を重ねている。

人権集会

平成29年度の人権集会は、ぼかぼか作文の朗読と、募集した人権標語の入賞作品の紹介・表彰、風の会代表の話でした。

～標語入賞作品～

たのしいあいさつをすると
こころがキラキラ (小2)



前を見て 希望の光は
そこにある (中3)

風の会マスコットキャラクター

～ふうちゃん～

活動を開始した2年目にキャラクターの募集が行われ、全校児童生徒の審査により「ふうちゃん」が誕生。

風の会の活動の「しるし」として活躍しています。



ぼかぼかの木（校内掲示・校内放送）

「聞くと心が温かくなるような『ぼかぼか言葉』をどしどし書いてください」という風の会の呼びかけに、児童生徒が応えてくれます。校内に設置された投函場所には、そっと子どもたちが集まり、自分がもらって嬉しかった言葉や仲間とともに頑張ろうという決意の表れた言葉を寄せています。

書いた本人とそれを読んだ者の心が温かくなります。



概要について

- 本取組は、校内のいじめ対策委員会の取組から、児童生徒自身によるいじめ防止のための自主的な取組を発展させてきた事例である。
- 児童生徒による委員会「風の会」は、校内の人権フォーラムに参加したパネリストの生徒のよびかけをきっかけに結成され、4年の間に人権集会の開催やいじめ防止の標語募集など、様々な自主的活動を展開してきた。

本取組に対するコメント

- 児童生徒の主体的活動の母体であるいじめをなくす組織「風の会」の取組によって、人権集会が開催され、いじめのない学校風土づくりに寄与している。
- 人権集会における作文の朗読及び人権標語の募集等、学校全体で人権に関わる意識を高め、いじめ防止対策につなげている。風の会では、マスコットキャラクターを児童生徒からの公募により作成するなど、児童生徒が自ら主体性を意識しやすい工夫をしている。
- 「ぼかぼか言葉」を生かして校内にぼかぼかの木とその言葉を掲示したり、校内放送でその言葉を紹介したりするなど、学校全体の雰囲気や助け合いの思いで溢れるような工夫を行っている。
- 小中一貫校という学校の特質を生かし、児童生徒（小学生から中学生まで）の幅広い関わりの中でいじめ問題に取り組む取組となっている。
- 本取組については、校内への発信だけに留めず、地域や市町村及び都道府県単位にも広げ、発信することでより一層活動の価値が高まるものと考えられる。